

独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会運用部会設置要項

平成 21 年 9 月 10 日
独立行政法人日本学術振興会
基金管理委員会決定

改正 平成 22 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に設置される、「先端研究助成基金」及び「研究者海外派遣基金」（以下「基金」という。）について、独立行政法人日本学術振興会基金管理委員会規程（以下「規程」という。）第 5 条に基づき、基金管理委員会に運用部会（以下「部会」という。）を設置し、組織及びその運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 部会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 安全な金融機関の選定に関する事項
- (2) 安全かつ流動的な金融商品の選定に関する事項
- (3) その他基金運用に関する必要事項

(構成)

第 3 条 部会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 理事 1 名
- (2) 審議役
- (3) 総務部長、国際事業部長、研究事業部長
- (4) 主計課長、経理課長、研究者養成課長、海外派遣事業課長、基金第一課長、基金第二課長

2 部会には、部会長を置き、理事をもって充てる。

3 部会長に事故ある時は、あらかじめ部会長の指名する構成員がその職務を代行する。

4 部会長は、必要があると認める時は、専門的な知識を有する者及び振興会役職員の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(部会)

第 4 条 部会長は、構成員の過半数の出席がなければ、部会を開き、審議を行うことはできない。

2 部会の議事は出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 部会の庶務は、研究事業部基金第一課が行う。

(その他)

第 6 条 この要項に定めるもののほか、部会に関して必要な事項は、部会において定める。

附 則

この要項は、平成 21 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 22 年 6 月 30 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。